

○環境省告示第百三十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法を次のように定め、公布の日から適用し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十三号）、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十四号）、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十五号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特

別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法（平成二十三年十二月環境省告示第百十六号）は、廃止する。

平成二十四年八月二十八日

環境大臣 細野 豪志

特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 地下水検査項目 平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について告示）別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に定める方法による。
- 二 ダイオキシン類 平成十二年一月 環境庁
厚生省 告示第一号（最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法を定める件）に定める方法による。
- 三 事故由来放射性物質 ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法による。
- 四 電気伝導率 日本工業規格K〇一〇一の十二に定める方法による。
- 五 塩化物イオン 日本工業規格K〇一〇一の三十二に定める方法による。

第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法による。

二 ダイオキシン類 第一条第二号に定める方法による。

第三条 規則第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法は、第一条第三号に定める方法とする。

第四条 規則第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法は、第一条第一号及び第三号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第五条 規則第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 地下水検査項目 第一条第一号に定める方法による。

二 事故由来放射性物質 第一条第三号に定める方法による。

三 生物化学的酸素要求量 昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準を告示。以下「水質環境基準告示」という。）別表二の一の(1)の生物化学的酸素要求量の測定方

法の欄に定める方法による。

四 化学的酸素要求量 水質環境基準告示別表二の一の(2)の化学的酸素要求量の測定方法の欄に定める方法による。